

志摩市省エネ家電買替促進補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、省エネルギー性能に優れた家電製品(以下「省エネ家電」という。)の普及によるエネルギー利用の促進により地球温暖化対策の推進を図るとともに、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けた生活者の負担軽減を図るため、省エネ家電へ買替えをする者に対し、予算の範囲内において、市がその購入に必要な経費の一部として志摩市省エネ家電買替促進補助金(以下「補助金」という。)を交付することとし、その交付等に関しては、志摩市補助金等交付規則(平成 16 年志摩市規則第 60 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、省エネ家電に買替えて、自らが居住する住宅に設置することとする。

2 補助対象事業の対象となる省エネ家電(以下「補助対象製品」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) エアコンディショナーであって、次に掲げる要件を満たすもの
 - ア 中古品又は転売品でないこと。
 - イ 家庭用の機器であること。
 - ウ 日本産業規格(JIS 規格)C9901 に基づく最新の省エネルギー基準の達成率が 100%以上であること。
- (2) 電気冷蔵庫であって、次に掲げる要件を満たすもの
 - ア 中古品又は転売品でないこと。
 - イ 家庭用の機器であること。
 - ウ 日本産業規格(JIS 規格)C9901 に基づく最新の省エネルギー基準の達成率が 100%以上であること。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第 6 条の規定による申請の時ににおいて、本市の住民基本台帳に記録されている住所に現に居住している者
- (2) 自ら居住する市内にある住宅の既存の家電製品を同品目の省エネ家電に買替え、設置する者

- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 志摩市暴力団排除条例（平成 23 年志摩市条例第 3 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団若しくは同条第 4 号に規定する暴力団員、又は同条例第 8 条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者のいずれにも該当しない者
- (5) 国、地方公共団体等から同一の趣旨の他の補助金等の交付を受けておらず、かつ、過去にこの要綱に基づく同一の補助対象製品に係る補助金の交付を自ら又はその属する世帯の構成員が受けていない者

（補助対象経費）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助金の交付の申請を行う年度の 4 月 1 日以後に支払った補助対象製品の本体購入に要する費用とし、次に掲げるものを除いた額とする。

- (1) 附属品の購入、設置及び配送に要した経費
- (2) 買替えに伴う機器の処分に要した経費
- (3) 商品券、割引券、クーポン券又は販売店等のポイントによる支払額
- (4) 消費税及び地方消費税の額

（補助金の額等）

第 5 条 補助金の額は、補助対象製品 1 品目につき、補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額とし、10 万円を限度とする。

2 補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 補助金の交付は、1 世帯当たり 1 品目につき 1 台限りとする。

（交付の申請等）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める期間内に、志摩市省エネ家電買替促進補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象製品に係る次に掲げる事項が記載された領収書その他の書類の写し
 - ア 購入日
 - イ 購入金額(内訳の記載があるもの)
 - ウ 製品型番
 - エ 購入した店舗の名称及び所在地
- (2) 補助対象製品に係る次に掲げる事項が記載された保証書の写し

- ア 製造元
- イ 購入日
- ウ 製品型番
- エ 購入した店舗の名称及び所在地

- (3) 補助対象製品の設置状況が確認できる写真
 - (4) 既設家電製品の家電リサイクル券(排出者控え)の写し又はそれに準ずると認められる書類の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (交付の決定等)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請を適当と認めたときにあっては志摩市省エネ家電買替促進補助金交付決定通知書兼額確定通知書(様式第 2 号)により、不適当と認めたときにあっては志摩市省エネ家電買替促進補助金不交付決定通知書(様式第 3 号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 8 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が不適当と認めたとき。

(補助対象製品の処分等の制限)

第 9 条 交付の決定を受けた者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数に相当する期間において、補助対象製品を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、あらかじめ志摩市省エネ家電買替促進補助金財産処分承認申請書(様式第 4 号)を市長に提出し、その承認を受けた場合は、この限りでない。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。